



グローバル付属定款 (Bylaws)

先端材料技術協会

前文

先端材料技術協会 (SAMPE) は、先端的な材料および加工についての知識の普及を促進し、専門家間の交流を促進するために設立された。科学および工学の法則を一貫して厳守して、SAMPEは、学生、学界、産業界および政府の参加を得ることにより、広範囲の用途向けの材料および加工の急速な発達を促進および助長する。SAMPEの組織は、材料および加工の業界の国際性を反映しており、一層の発展の促進を支援する。

承認および通用期間

2013年5月に承認された。

グローバル組織 (Global Organization) を設立するための国際付属定款の修正
2015年11月6日に修正された。

第I条—設立 (Organization)

第1項：構成 (Composition)

- A. 法人である先端材料技術協会 (SAMPE) (以下「当協会」という) は、人 (以下「会員」という) の集団 (以下「専門支部」または「専門クラブ」という) に編制された個人から構成されるものとし、当該集団は、当協会の基本定款および本付属定款の定めに従って正式に設立が認可されている。
- B. 支部およびクラブは、本付属定款に定義する「地域 (Regions)」に編制することができる。
- C. 地域外の支部、クラブおよび会員は、「独立の」支部、クラブおよび会員と称し、グローバル組織がこれを直接管理する。
- D. 地域はグローバル組織が管理するものとするが、各地域は、グローバル組織に明確に割り当てられていない事項について相当の独立性を有する。
- E. グローバル組織は、グローバル理事会 (Global Board of Directors)、グローバル執行会議 (Global Executive Cabinet)、グローバル理事会およびグローバル執行会議の委員会、元グローバル理事長 (Global Past Presidents) ならびにグローバル事務局 (Global Business Office) から構成される。
 - 1. グローバル組織は、国際理事会 (International Board of Directors) の決定による本グローバル付属定款の採択後の7月1日に設立される。

2. 当協会の最高位の統治機関は、グローバル理事会とするものとする。
 3. グローバル組織の統治は、本グローバル付属定款の定めに従うものとする。
 4. 当協会は、地理的場所および専門的資格に応じて、若干の会員の種類を認める。地域外の会員の種類は、本付属定款が定義および承認する。各地域は、会員の追加の種類を定義することができる。
- F. グローバル組織は、協会の目的の実現を支援するため、会員の委員会を設置することができる。
- G. 本付属定款に加えて、グローバル組織は、グローバル実務規定により管理される。このグローバル実務規定は、本グローバル付属定款に矛盾しないものとし、本グローバル付属定款の適用を受けるものとする。グローバル付属定款に一致しない場合、グローバル付属定款が優先する。
- H. グローバル組織は、SAMPEに関する全ての事項において、全ての地域、支部、クラブおよび会員を管理する最終的な権限を有する。

第2項：地域 (Regions)

- A. 当初の地域
1. グローバル組織を創設するため、3つの地域がまず創設される。それらの地域は以下のとおりである。北米、ヨーロッパおよび日本。
 2. 北米地域
 - a. 北米地域は、北米の地理的地域内の全ての支部を設置する。
 3. ヨーロッパ地域
 - a. ヨーロッパ地域は、ヨーロッパ内の全ての支部、クラブおよび会員から構成される。
 4. 日本地域
 - a. 日本地域は、日本国内の全ての支部、クラブおよび会員から構成される。
- B. 地域内の支部、クラブおよび会員
1. 地域は、その地域境界内の新規の支部および／またはクラブを創設する権限を有するものとする。
 2. 地域は、その地域境界内で生活または勤務する新規の会員を承認することができる。
 3. 地域は、その地域境界内で生活または勤務していない新規の会員を承認することができる。この場合、会費は、新規の会員が生活または勤務する地域に移されるものとする。
 4. 地域は、グローバル・セクレタリーに新規の支部／クラブに関する情報（所在、会員資格、区域など）を提出するものとする。
- C. 地域内にない支部、クラブおよび会員
1. いくつかの支部、クラブおよび会員は、地域内に位置していない。これらの支部、クラブおよび会員は、グローバル組織によって直接サービスの提供を受け、本付属

定款において「独立支部 (Independent Chapter)」、「独立クラブ (Independent Club)」および「独立会員 (Independent Member)」という。

2. 独立の支部、クラブおよび会員は、グローバル組織の全ての規則、規範および命令の適用を受ける。「独立」の呼称は、当協会内のいずれの地域にも加入していないことのみを指す。

D. 地域の境界

1. 地域の境界は、グローバル理事会の決定により変更することができる。

E. 新しい地域の創設

1. 新しい地域は、グローバル理事会の決定により創設することができる。
2. グローバル理事会は、新しい地域の境界を設定し、提案された地域内に居住する会員と協力して、新しい地域に本会員を割り当てることができる。

F. 地域の統治

1. 各地域は、自らの付属定款および自らの基本定款によって統治される。
2. 各地域の付属定款は、当該地域の理事会が制定および修正する。しかしながら、いかなる地域も、本グローバル付属定款に抵触する定めをその付属定款中に置くことができず、グローバル付属定款が優先する。
3. 新しい地域の創設の一環として、当該潜在的地域の基本定款案および付属定款案が検討され、必要な場合、グローバル付属定款との両立性を確保するため、(提案された地域理事会と協議のうえ) グローバル理事会がこれを修正する。

- G. 各地域は、その地域内の支部およびクラブの設立許可を管理する。地域外にある場合、グローバル理事会が支部およびクラブの設立許可を管理する。

H. 地域の懲戒

1. 基本定款、グローバル付属定款またはグローバル実務規定を遵守しない地域は、その設立許可および当協会の会員資格の停止もしくは取消しの処分を受ける場合があり、またはグローバル理事会の決議により別途懲戒を受ける場合がある。

I. 地域資格の放棄

1. 何らかの理由により当協会の一員でなくなる地域は、その地域の名称および地域内の支部もしくはクラブの名称中のSAMPEという言葉の文字の組合せまたはその類似物を放棄するものとし、SAMPEに関連する証明書または設立許可を放棄するものとする。
2. 当該地域(地域内の支部およびクラブを含む)はその後、いかなる形であっても、当協会の名称または標章もしくは記章あるいは同様の名称、標章または記章を使用しないものとする。
3. 当該地域出身の個人は、独立会員の資格に自動的に移行し、グローバル理事会の監督下に入る。

J. 地域資格の自主的な放棄

1. 自主的にその資格を放棄することが地域の意図であると地域の一または複数の会員が発議した場合、この意図は、書面化してSAMPEの執行理事に提出しなければならない。
2. その後、資格を維持し、もしくは加入する代替の地域を選択し、または独立支部、独立クラブもしくは独立会員となる選択権を認める通知書を全ての地域会員に送付しなければならない。

3. 地域が存続するには、少なくとも20名の地域会員が、地域活動を継続する意思を示さなければならず、当該会員は、地域の再開の計画を作成および実施するものとする。
4. 地域会員の決定が地域資格の放棄である場合、その実行は、全ての資金、閉鎖銀行報告書、地域設立許可状および同意書がグローバル事務局において受領され、支部またはクラブに属することを希望する全会員が別の支部もしくはクラブに再び割り当てられ、または別途独立会員として受け入れられたときに完了する。

第3項：独立の支部およびクラブ

A. 独立の支部およびクラブの設立許可

1. 当協会の支部およびクラブは、当協会の基本定款および本付属定款の定めに従って、かつグローバル理事会が定めるその他の条件に基づき、安定性を確保するための十分な専門的活動を有する地理的領域において、設立され、設立許可を受けることができる。

B. 支部およびクラブの代表

1. 独立支部および独立クラブは、グローバル理事会で自らを代表する理事を選任する権利を有しない。
2. 前グローバル理事長（Immediate Past Global President）は、グローバル理事会で独立支部、独立クラブおよび独立会員を代表するものとする。

C. 独立支部および独立クラブの懲戒

1. 基本定款、グローバル付属定款またはグローバル実務規定を遵守しない独立支部または独立地域は、その設立許可および当協会の会員資格の停止もしくは取消しの処分を受ける場合があり、またはグローバル理事会の決議により別途懲戒を受ける場合がある。
2. SAMPEの名称およびロゴの放棄
 - a. 何らかの理由により当協会の一員でなくなる独立支部または独立クラブは、その支部もしくはクラブの名称中のSAMPEという言葉の文字の組合せまたはその類似物を放棄するものとし、その設立許可を放棄するものとする。
 - b. 当該支部またはクラブはその後、いかなる形であっても、当協会の名称または標章もしくは記章あるいは同様の名称、標章または記章を使用しないものとする。

D. 支部またはクラブの設立許可の自主的な放棄

1. 自主的にその設立許可を放棄することが支部またはクラブの意図であると独立支部または独立クラブの一または複数の会員が発議した場合、この意図は、書面化し、SAMPEの執行理事に提出しなければならない。
2. その後、設立許可を維持し、または加入する代替の支部もしくはクラブを選択する選択権を認める通知書を全ての支部またはクラブの会員に送付しなければならない。
3. 独立支部または独立クラブが存続するには、少なくとも2名の支部またはクラブの会員が、支部またはクラブの活動を継続する意思を示さなければならず、当該会員は、支部またはクラブの再開の計画を作成および実施するものとする。

4. 独立支部または独立クラブの会員の決定が支部またはクラブの放棄である場合、その実行は、全ての資金、閉鎖銀行報告書、支部またはクラブの設立許可状および同意書がグローバル事務局において受領され、支部またはクラブに属することを希望する全会員が別の支部もしくはクラブに割り当てられ、または別途独立会員として受け入れられたときに完了する。

E. 管理上の優越性

1. 設立を許可された独立支部および独立クラブの基本定款および付属定款ならびにその他の全ての規範、規則および手続きは、基本定款、グローバル付属定款およびグローバル実務規定に違反しないものとし、その適用を受けるものとする。
2. 基本定款、グローバル付属定款およびグローバル実務規定に一致しない場合、基本定款およびグローバル付属定款は、独立支部または独立クラブのものに取って代わるものとし、それらは、グローバル実務規定、グローバル付属定款または基本定款に従うよう変更されるものとする。

第4項：会員

- A. その旨の申請があった場合、当協会は、本付属定款の定めに基づき資格を付与される限り、全ての人に会員資格を認めるものとする。

1. 資格を付与されなかった会員資格の申請者は、自らの却下された申請の日から6ヵ月間、会員資格を再申請することができない。
2. 人種、信条、肌の色、性別、性的志向、国籍または出身国に基づく会員資格の制限は、一切存在しないものとする。

B. 会員資格の要件

1. 潜在的会員は、申請時に以下のいずれかに該当しているものとする。
 - a. 先進的な材料または加工に従事していること。
 - b. 経歴および現在の業務によって、これらの領域における開発に精通する人であること。
 - c. 当協会の知識および振興に寄与することが可能であること。

C. 会員資格の種類

1. 専門会員 (Professional Member)
 - a. 専門会員は、材料および／または加工の技術の研究、開発、応用、製造または販売において専門的な責任を有する、技術者、科学者、科学技術者またはその他であることを要するものとする。
 - b. 学士レベルの学位を付与された技術者、科学者もしくはその他の人、ならびに／または材料および加工の工学の促進に関係する職務の遂行のために2年以上有給で雇用されている人。
2. 提携会員 (Affiliate Member)
 - a. 提携会員は、専門会員の要件を満たすが、提携会員に指定されることを選択し、その地理的領域が、グローバル理事会によって書面により、提携会員を有する資格を付与されている人であるものとする。

- b. 提携会員は、ある地理的領域からの他の種類の会員資格の組合せの人の集団の一員であり、当該集団は、全体として単一の会員資格を構成する。
 - c. グローバル執行会議は、単一の集団中の提携会員の最大数を指定する。
 - d. 各提携会員は、全ての会員資格情報を自らの地域、支部またはクラブ、およびグローバル事務所に提出する。
3. 学生会員 (Student Member)
- a. 学生会員は、申請時に、材料または加工に関連する分野（全ての工学および科学の専門分野を含む）における学位のために就学している登録学生であるものとする。
 - b. 学生会員は、地域またはグローバル理事会の決定に従い、支払う会費の割引きを受けることができる。
 - c. 学生会員は、学生会員が選択する場合、その支部が本付属定款およびグローバル実務規定に定める要件を満たすことを条件として、学生支部を組織することができる。
4. 上級会員 (Senior Member)
- a. この範疇は、20年間SAMPEの会員資格を保有し、少なくとも65歳に達した会員から構成されるものとする。
 - b. 上級会員の会費は、それぞれのグローバル理事会または地域理事会が設定する。
 - c. 上級会員は、専門会員の全ての権利を有する。
5. 名誉終身会員 (Honorary Life Member) (George Lubin Award)
- a. グローバル理事会の決議により、材料および/もしくは加工の技術の進歩の促進または当協会の目的の達成の向上に功績のあった人は、SAMPE George Lubin Memorial Awardを授与される場合がある。
 - b. 当該会員は、全ての支部およびクラブの無任所会員 (Member-at-large) であるものとし、専門会員の全ての特権を有する名誉終身会員となる資格を有するものとする。
6. その他の会員
- a. 地域は、地域が適当とみなすその他の会員資格の範疇を認めることを選択することができる。
- D. 会員の権利、特権および規制
- 1. 会員は通常、会員が居住または活動する地域において活動する支部またはクラブに加わることを選択する。
 - a. 会員は、自らを管轄するグローバル理事会または地域理事会に対し、支部またはクラブに加入しないことを申請することができ、当該独立会員の資格が許諾される場合がある。
 - 2. 基本定款および本付属定款の定めが課す制限に従って、会費を納めている全ての会員は、その支部またはクラブの付属定款において明示または暗示される権利および特権を有するものとし、当該権利および特権には以下の定めが適用される。
 - a. 会員は、理事会、支部、クラブおよびその委員会の全ての非技術的会議に出席する権利を有するものとする。

- b. 当協会が提供するチュートリアルなどの技術プレゼンテーション、大会およびセミナーは、会費を要する場合がある。
- c. 技術プレゼンテーションの議題が機密または制限的性質のものである場合、出席の基準を満たす会員のみが参加を認められるものとする。
- d. 専門的な支部またはクラブの学生会員を除いて、各会員は、当該会員が加入する支部における支部またはクラブの事業の全ての事項に関して投票する権利を有するものとする。
- e. 各会員は、当該会員が加入する独立の支部またはクラブにおける役職に選任または任命される権利を有するものとする。しかしながら、学生会員は、専門支部の役員（officer）を務めることができない（しかしもちろん、学生会員はその学生支部内の役員を務めることができる）。
- f. 学生会員は、グローバルの役職に就く権利も、専門支部の役職に就く権利も有しないものとする。但し、学生会員が別段の正式な資格を有する場合、学生会員は、委員会の委員およびその議長に選任または指名される資格を有するものとする。
- g. 提携会員は、理事会に関して投票する役職（理事、地域役員またはグローバル役員を含む）に就くことを認められない。従って、提携会員は、自らの支部またはクラブにおける場合を除き、SAMPEの問題に関して投票することができない。提携会員は、例えばSAMPEの会議またはチュートリアルへの出席の会員料金を取得するにあたって、正式の専門会員の権利を享受しない。

E. 会員資格の制限

- 1. 当協会のある支部またはクラブの会員資格（名誉会員／Lubin会員を除く）を有するいかなる人も、別の支部またはクラブの会員となる資格を有さないものとする。
- 2. 当協会の会員は、辞任する権利を有するものとする。会員資格は、辞任の受理日をもって消滅するものとする。

F. 会員の懲戒

- 1. 当協会の基本定款およびグローバル付属定款ならびにグローバル実務規定を遵守せず、または自らが会員資格を有する支部もしくはクラブの付属定款を遵守しない会員は、その会員資格の停止もしくは取消しの処分を受け、または前記地域、支部もしくはクラブの統治機関の決議によって別途懲戒を受ける場合がある。
- 2. 会員資格の放棄
 - a. 何らかの理由により、設立を許可された支部またはクラブの会員でなくなる人（独立会員に指名された者を除く）は、当該行為によって、当協会との全ての関係を放棄するものとし、当協会に関係する全ての権利および特権を放棄するものとする。

第5項：グローバル理事会（Global Board of Directors）

- A. グローバル理事会は、SAMPEの方針決定機関である。
- B. グローバル執行会議の構成員は、グローバル理事会の構成員である。
- C. グローバル理事会は、各地域の少なくとも1名の代表者を有する。

- D. 各地域は、地域内の専門会員の数に基づき、追加のグローバル理事を有する権利も付与されるものとする。
- E. 元グローバル理事長は、その構成員のうち2名をグローバル理事会の構成員として選任する。これらの元理事長の被選任者は、異なる地域から選任しなければならない。

第6項：グローバル執行会議 (Global Executive Cabinet)

- A. グローバル執行会議は、グローバル理事会の全面的な指揮の下で当協会の方針の実行について責任を負う主要集団である。
- B. グローバル執行会議の構成員は以下のとおりである。
 - 1. グローバル理事長
 - 2. グローバル執行副理事長
 - 3. 前グローバル理事長
 - 4. 北米、ヨーロッパおよび日本の各地域理事長
 - 5. その他の設立された地域の地域理事長

第7項：グローバル事務局 (Global Business Office)

- A. グローバル事務局は、グローバル組織の全活動の日々の運営のための主要機関である。
 - 1. グローバル事務局は、グローバル執行会議の全面的な指揮下にある。
- B. グローバル事務局は、当協会の従業員から構成される。
- C. グローバル事務局は、SAMPEの執行理事 (Executive Director) を長とする。
- D. グローバル事務局は、(以前は国際事務局と呼ばれた) 北米事務局と同じ場所に所在する。

第8項：元グローバル理事長 (Global Past Presidents)

- A. 元グローバル理事長 (会) と呼ばれる機関は、全ての元グローバル理事長、元国際理事長および元地域理事長から構成される。元国際理事長 (会) と呼ばれる機関は、この元グローバル理事長 (会) の機関となる。
- B. 元グローバル理事長は、グローバル執行会議およびグローバル理事会のための諮問委員会を構成する。
 - 1. 元グローバル理事長 (会) は、(機関として) グローバル執行会議の構成員ではないが、選任された場合、元グローバル理事長の個人は、グローバル執行会議の職務に就くことができる。
 - 2. 元グローバル理事長 (会) は、(機関として) グローバル理事会の構成員ではないが、グローバル理事会の構成員となる2名の元理事長を選任する。

第9項：グローバル委員会 (Global Committee)

- A. グローバル執行会議およびグローバル理事会は、当協会の目的を遂行するため、随時委員会を設置することができる。これらの委員会の構成員は、別途本付属定款が適用されない限り、その役職に任命される。

第II条—事業運営 (Conduct of Business)

第1項：参加者の選任

A. 地域役員 (Regional Officers)

1. 肩書：各地域は、各地域が独自に決定するところに従い、地域理事長およびその他の役員を有する。
2. 選任：各地域は、地域における各会員が選任に参加する公平な機会を有することを保証する、当該地域の役員の選任方法を決定する。
3. 資格：各地域は、その役員に関する資格要件を定めることができる。但し、若干の種類の場合は、その参加を制限される場合がある。
4. 任期：各地域は、その役員の任期を選択することができる。
5. 通知：各地域は、各地域の選任の結果をSAMPEの執行理事に通知する。

B. 独立の支部およびクラブの役員 (Independent Chapter and Club Officers)

1. 肩書：各独立支部の役員は、議長、1名以上の副議長、セクレタリーおよび出納役と呼ばれ、これらの者から構成されるものとする。
2. 選任：それぞれの独立支部および独立クラブは、支部またはクラブの会員からその役員を選任するものとする。役員を選任には、関連する支部またはクラブの付属定款が適用されるものとする。
3. 任期：それぞれの支部またはクラブの役員は、支部またはクラブの付属定款が決定する任期を務めるものとし、支部またはクラブの付属定款に従って任期を開始することができる。役員は、支部またはクラブがそれを決定し、支部またはクラブの付属定款がそれを承認する場合、複数の任期を務めることができる。
4. 通知：それぞれの独立の支部またはクラブの選任の結果は、役員の新選任者、留任する役員および任期が終了する役員のリストとともに、当該選任から10日以内にSAMPEの執行理事に提出されるものとする。

C. グローバル理事会 (Global Board of Directors)

1. 肩書：グローバル理事会の構成員は、グローバル理事と呼ばれ、その他の役職における特定の職務が必要とするその他の肩書も有することができる。
2. 選任：グローバル理事会の構成員は、当協会の専門会員、または以下に示すその他の資格とともに専門会員の権利を有するその他の会員から選出される。
 - a. グローバル執行会議—これらの役員は、グローバル理事でもある。

- b. 地域代表者 (Regional Representative) –各地域は、地域を代表する少なくとも1名のグローバル理事を選任し、当該地域代表者は、以下の場合を除き、当該地域の付属定款に定める規則に基づき選任される。地域における正式の500名の会員（会員料金をグローバルに支払済みの人として定義される会員）ごとに、当該地域を代表する1名の追加のグローバル理事を当該地域が選任することができる。（1名の追加の地域代表者の基本原則は、(a) より多くの数の会員を有する地域に若干の追加の代表を認め、かつ (b) 非实际的とならないようグローバル理事会の規模を制限するという二重の基準を満たすよう選択された。このため、グローバル理事会があまりに多数であり、または地域が公平に代表されていないとグローバル理事会が随時決定した場合、地域代表に関する基本原則は、グローバル理事会が変更することができる。）この代表についての会員数は、各年の1月31日に決定される。
 - c. 元グローバル理事長から選出される2名のグローバル理事は、グローバル元理事長の委員会が選任するものとする。グローバル理事会に選出される2名の元理事長は、同一の地域から選任することができない。
3. 任期：
- a. グローバル理事の地域が選任するグローバル理事の任期は、グローバル理事の地域が決定する。
 - b. 元グローバル理事長から選任されるグローバル理事の任期は、通常2年間であるが、元グローバル理事長が変更することができる。当初、元理事長から選出されたグローバル理事のうちの1名は1年の任期を務め、これにより両者が同時にその任期を満了しないよう、グローバル理事の選任のずらし任期制を設定する。複数の任期が認められる。
4. 通知：グローバル理事のそれぞれの選任の結果は、SAMPEの執行理事に提出されるものとする。
- D. グローバル執行会議 (Global Executive Cabinet)
- 1. 肩書：グローバル執行会議は、グローバル理事長、グローバル執行副理事長、前グローバル理事長および当協会の各地域の理事長から構成される。グローバル執行会議の構成員は、当協会の役員である。
 - 2. 選任
 - a. グローバル理事長は、グローバル理事会が選任する。現職のグローバル執行副理事長は、グローバル理事長に自動的に推薦される。
 - b. グローバル執行副理事長は、グローバル理事会が選任する。
 - c. 前グローバル理事長は、グローバル理事長から継承する。
 - d. 地域理事長は、そのそれぞれの地域が選任する当協会の各地域の理事長である。
 - 3. 任期
 - a. グローバル理事長、グローバル執行副理事長および前グローバル理事長は、通常1年の任期を務め、当該任期は、その選任後の7月1日に開始するものとする。
 - b. 地域理事長は、そのそれぞれの地域の付属定款が決定する任期を務める。
- E. 元グローバル理事長 (Global Past Presidents)

1. 元グローバル理事長は、グローバル理事長、国際理事長または地域理事長であったとの理由により、役職を継承する。
 2. 任期：元理事長は、引き続き当協会との関連を有する限り、元理事長の職に留まる。
 3. 元グローバル理事長の委員会の委員長は、前グローバル理事長である。
 4. 元理事長は、元理事長が会員となっている地域の顧問職も務めることができる。各地域は、地域における元理事長の職務に適用される方針を定めるものとする。
- F. 資格の要件および制限：いかなる人も、以下の要件および制限に従って資格を付与されない限り、グローバル役職 (Global Office) に選任される資格を有さないものとする。
1. グローバル理事会への選出の各候補者は、その立候補の直前の少なくとも5年間、当協会の会費を納めている専門会員であるものとする。
 2. グローバル理事の選任の各候補者は、地域理事 (Regional Director) であるか、または地域理事としての任期を無事に満了しているか、または地域役員もしくは国際役員であったものとする。
 3. グローバル理事長またはグローバル執行副理事長の選任の各候補者は、最低2年間グローバル理事であったか、または少なくとも2年間地域役員もしくは国際役員であったものとする。
 4. いかなる人も、同時に当協会の複数のグローバル役職の選任の候補者とはならないものとする。グローバル理事長、グローバル執行副理事長または前グローバル理事長として選任された人は、前地域理事長の役職を除き、自らが就任している地域の役職を辞任しなければならない。
 5. 地域代表者として推薦される各候補者は、その者が代表する当該地域の会員であるものとする。
- G. 欠員：グローバル役職の欠員は、死亡または当該役職からの辞任によって生じるものとし、当該欠員は、当該辞任がグローバル理事会によって受理されたとき、または役員が以下に定める方法により解任されたときから開始するものとする。
1. 解任：グローバル役員は、正当な理由により、かつそれについて聴聞会の後に、グローバル理事会の全ての残りの構成員の3分の2の投票によって、解任することができる。但し、それに関する聴聞会の30日以上前に、解任事由の写しを含み、当該聴聞会の時間および場所を通知する当該聴聞会の通知が、当該グローバル役員の記録上の住所に送付済みであるものとする。当該聴聞会を行う時間および場所ならびにその方法は、グローバル理事長が決定するものとする。但し、グローバル理事長が解任を請求された当事者である場合はこの限りでなく、その場合、前グローバル理事長が上記を決定する。解任は、グローバル理事会の賛成投票があった場合、直ちに発効するものとする。当該聴聞会の議事録の写しは、投票から30日以内に、各地域の理事長およびグローバル理事会の各構成員に送付されるものとする。
 2. 欠員の補充：役職の欠員は、以下に明記するそれぞれの方法により補充するものとする。
 - a. グローバル理事長の役職の欠員は、グローバル執行副理事長が補充するものとし、グローバル執行副理事長は、自動的にグローバル理事長になるものとし、グローバル執行副理事長は、グローバル執行副理事長の役職からの自らの辞任を申し出

たとみなされるものとする。新しいグローバル理事長は、その前任者の任期を満了し、その後、当該グローバル理事長が欠員を理由として昇格しなかった場合と同様に、グローバル理事長を務めるための推薦を受けることができる。

- b. グローバル執行副理事長の役職の欠員は、グローバル理事長が要求した特別選挙におけるグローバル理事会の多数決によって、当該欠員の発生から90日以内に補充されるものとする。上記に従い選任された役員は通常、その前任者の任期の残存期間中、在職するものとする。
- c. グローバル理事長およびグローバル執行副理事長の役職の欠員が同時に発生した場合、前グローバル理事長は、一時的にグローバル理事長に就任するものとする。その欠員を補充するため、90日以内にグローバル理事会による特別選挙が行われる。上記に従い選任された役員は、前任者の任期の残存期間中、在職するものとする。
- d. 地域理事長またはグローバル理事（地域代表者）の役職の欠員は、当該地域の付属定款に従って、地域理事長が所属していた地域によって補充される。
- e. 元理事長を代表するグローバル理事の役職の欠員は、前グローバル理事長がそのために要求した特別選挙における元グローバル理事長の多数決によって補充されるものとする。上記に従い選任された役員は通常、その前任者の任期の残存期間中、在職するものとする。
- f. SAMPEの執行理事は、当該欠員の補充から30日以内に、各地域の理事長および各グローバル理事に対し、欠員を補充するために正式に選任された各役員の名前および肩書ならびに当該役員の前任者の名前を通知するものとする。

H. 委員長 (Committee Chair)

1. 肩書一委員長は、委員会が、本付属定款において、またはグローバル実務規定によって定められる常設委員会であるかどうかにかかわらず、または委員会が特別委員会であるかどうかにかかわらず、一般的に委員会の委員長の肩書を有する。
2. 選任一委員長は、一般的に当協会の会員から選任され、当協会の役員によって、これを務めるよう要請される。これらの委員長は次に、その委員会の構成員を選任する。

第2項：職務、権限および責任

A. 地域役員 (Regional Officer)

1. 地域理事長は、グローバル執行会議の構成員としての職務を自らが果たすことを可能とするグローバル組織における権限を有するものとする。
2. その他の地域役員の職務、権限および責任は、各地域の付属定款が定める。

B. 独立支部 (Independent Chapter) および独立クラブ (Independent Club) の役員

1. 独立支部および独立クラブの役員は、当該役員が役職に就いている当該支部またはクラブの付属定款において明記または黙示される権限を有するものとし、当該付属定款において明記または黙示される職務を遂行するものとする。

- 2 独立支部、独立クラブおよび独立会員は地域内にないため、これらの支部、クラブおよび会員は、SAMPE理事会に対する直接の代表権を有しない。前グローバル理事長は、これらの独立支部、独立クラブおよび独立会員の代表者に指定されている。

C. グローバル理事会 (Global Board of Directors)

1. 権限：基本定款、グローバル付属定款、現地法の制限に従って、かつ付属定款が定める理事の職務に従って、全ての法人としての権限は、グローバル理事会によって、またはグローバル理事会の支配下で行使されるものとし、グローバル組織の業務は、グローバル理事会が管理するものとし、前記の業務はグローバル執行会議が行うものとする。
2. 職務：グローバル理事会の職務は、以下のとおりとするものとする。
 - a. グローバル理事長およびグローバル執行副理事長の選任。
 - b. 地域、独立支部、独立クラブおよび独立会員の設置および懲戒。
 - c. グローバル付属定款およびグローバル実務規定の変更の制定。
 - d. SAMPEブランドの完全性の維持。
 - e. グローバル収益／経費およびグローバル組織の予算の審査および承認。
 - f. SAMPE特別会員およびその他のグローバルな栄典の承認。
 - g. 地域間活動の調整。
 - h. SAMPEジャーナルおよびその他の技術上のグローバル刊行物の方針および内容に関するガイドラインの制定。
 - i. その他のグローバル会員の利益および活動の監督。
3. グローバル理事会は、グローバル組織に関する方針の立場および指示を定めるものとする。

D. グローバル執行会議 (Global Executive Cabinet)

1. 権限：グローバル理事会が作成する指示および方針に従って、グローバル執行会議は、グローバル組織の活動の実行について責任を負う。
2. グローバル執行会議は、グローバル理事会の会議の議事日程を設定するものとする。但し、グローバル理事は、議事日程に自らが選択した項目を含める十分な機会を与えられるものとする。
3. グローバル理事会による承認／修正のためにグローバル組織の予算を定める。
4. グローバル理事長：当協会のグローバル理事会の指示および監督の下で、グローバル理事長は、グローバル組織の主要な執行役員であり、グローバル執行会議の議長であるものとする。グローバル理事長は、グローバル理事会の支配の下で、グローバル理事会の全ての会議およびその他の会議の議長を務めるものとする。グローバル理事長は、当協会の目的の達成を推進するものとする。グローバル理事長は、必要に応じて、グローバル組織の委員会を指定し、これらの委員会の活動を調整するものとする。グローバル理事長は、グローバル理事会に割り当てられたその他の職務を遂行するものとする。
5. グローバル執行副理事長：グローバル執行副理事長は、当協会の第2位の執行役員であるものとする。グローバル理事長の指示の下で、グローバル執行副理事長は、当協会の出納役 (Treasurer) であるものとする。これらの職務において、グローバル

執行副理事長は、グローバル組織の資金の保管について責任を負うものとする。グローバル理事長の不在または就労不能の場合、グローバル執行副理事長は、グローバル理事長の権限を有し、グローバル理事長の職務を遂行するものとする。

6. **前グローバル理事長**：前グローバル理事長は、元グローバル理事長の委員会の委員長であるものとし、従って、元グローバル理事長に割り当てられた各種の委員会の責務のために、会議を予定し、会議を行い、グローバル理事会への元理事長の選出を監督し、委員長を指名するものとする。前グローバル理事長は、独立支部、独立クラブおよび独立会員を調整し、これを代表する。前グローバル理事長は、新しい地域を創始する活動を監督するが、この職務は、執行会議の他の構成員または他のグローバル理事に委任することができる。前グローバル理事長は、グローバルな監督下にある全ての会議の議員を務める。
7. **地域理事長**：地域理事長は、年度内に招集されるグローバル執行会議の会議への出席および参加によって、地域理事長が会員となっている地域の利益を代表するものとする。地域理事長は、特に地域理事長が代表する地理的地域に関する委員会の活動に関して、当協会の他の執行役員と連絡をとるものとする。地域理事長は、付属定款において明記もしくは黙示され、またはグローバル理事長および／もしくはグローバル理事会が割り当てるその他の職務を遂行するものとする。地域理事長は、自らの地域的な責務に基づき自らに割り当てられる職務も遂行する。

E. グローバル事務局 (Global Business Office)

1. SAMPEの執行理事は、グローバル執行会議およびグローバル理事会の職権上の委員である。執行理事は、グローバル執行会議およびグローバル理事会のセクレタリーの職務も行い、確実に会議の覚書および議事録が正確に記録および配布されるようにする。SAMPE執行理事は、グローバル付属定款および実務規定を維持する責任を負う。執行理事は、最高執行責任者 (CEO) であり、全ての法的な目的に関する執行権限を有する。
2. グローバル事務局は、グローバル組織を設立し、グローバル組織を新しい地域に拡大し、グローバル組織の法的な要件を維持するための法的構造 (すなわち契約等) の確立について責任を負う。
3. グローバル事務局は、グローバルに会議／展示会を調整する。
4. グローバル事務局は、SAMPEジャーナルを発行する。
5. グローバル事務局は、SAMPEのウェブサイトを管理する。
6. グローバル事務局は、グローバル執行会議の指示に従い、グローバル組織の目的を実現するために必要なその他の活動を開始することができる。

F. 元グローバル理事長 (Global Past Presidents)

1. 元グローバル理事長は、本付属定款ならびにグローバル実務規定に記載する職務および特権を有する常設委員会を構成する。
2. 元グローバル理事長は、グローバル執行会議およびグローバル理事会の顧問である。
3. 元グローバル理事長は、グローバルなSAMPEの栄典の授与を監督する委員会を構成する。

4. 元グローバル理事長は、グローバル理事会およびグローバル執行会議の要請に従い、その他の顧問または委員会の資格で職務を行うものとする。

G. その他の委員会

1. 委員会は、グローバル理事会、グローバル（執行）会議または元グローバル理事長が設置することができる。これらの委員会は、法定（常設）、すなわち付属定款またはグローバル実務規定によって設置される場合もあり、非常設である場合もある。各委員会は、委員会の設立について責任を負っていた機関にその活動を報告する。
2. いずれのSAMPEの会員も、委員会の構成員が選ばれた少数の集団に明確に制限される場合を除き、委員会の委員長または構成員を務めることができる。委員長は、委員会を設立する機関が指名し、特に定めがある場合を除き、委員長は、委員会の他の構成員を選択することができる。

第3項：会議

A. 言語

1. SAMPEの公用語は英語である。
2. SAMPEの国際会議においては、英語が要求される。「国際」の語を使用する会議は、プレゼンテーション用の言語として英語を使用しなければならない。
3. 他の現地の会議は、他の言語で開催することができる。

B. グローバル理事会 (Global Board of Directors)

1. 定時会議—グローバル理事会の定時会議は、グローバル理事長が指定する時間および場所で、少なくとも毎年1回開催されるものとする。それぞれの当該会議の日の30日以上前に、グローバル事務局は、当該会議の時間および場所ならびに当該会議に提出される議題の（物理的または電子的な）通知を各グローバル理事の記録上の住所に送付するものとする。
2. 会議の場所—その他の全ての会議は、米国において開催される。グローバル理事会の会議は、2回連続して同一の地域で開催することができない。
3. 特別会議—グローバル理事会の特別会議は、理事会の多数に相当するグローバル理事長またはグローバル理事が決定したとき、但し、全てのグローバル理事会の構成員に対する30日前の通知後にのみ、開催することができる。
4. 規則—本付属定款において特段の指示がない限り、「ロバート議事規則」の最新の改訂版が全ての会議のために使用されるものとする。
5. 定足数—総計で、指定された代表も含むグローバル理事（グローバル執行会議を含む）の2分の1に1を加えた多数が、議題の処理のための定足数を構成するのに要求されるものとする。
6. 代理人—会議に参加することができないグローバル理事会の構成員は、自らの代理人に会員を指定することができる。欠席する理事は、会議の開始前に自らが代理の代表者を指定したことを執行理事に通知しなければならない。代理人は、投票することができない。（その権利は、選出された理事本人が留保する。）

7. 定足数が代理された正式に開催される会議に出席した理事または被指名者の多数により行われる全ての決議または決定は、より大きな数が付属定款または基本定款により要求されない限り、理事会の決議とみなされるものとする。
8. 投票
 - a. 権利および特権：グローバル理事会の各構成員は、当該構成員が就くことができる役職の数に関係なく、議題の各問題について1個の投票権を有するものとする。
 - b. 郵送および電子投票による投票：事業または役員の選挙に関しては、現地の法律が禁止する場合を除き、郵送による投票および電子投票が認められるものとする。
9. 利益相反：グローバル理事会の各構成員は、理事会の各会議に出席する前に、グローバル事務局が作成した利益相反申告書に署名しなければならず、自らに利益をもたらす可能性がある決定に関する問題についての投票を辞退しなければならない。
10. 議事録：議事録は、グローバル理事会の各会議について記録され、本付属定款が提供されるのと同じの方法により、会議から1ヵ月以内に会員に提供されるものとする。議事録は、書面要請があった場合、個別に公衆にも提供されるものとする。

第III条—財務 (Finances)

第1項：総則

- A. グローバル組織の活動に対する分担金から得られた全ての資金は、グローバル組織のための信託により保管されるものとし、当該資金は、グローバル理事長（上に記載する制限に従う）およびグローバル理事会が決定する方法により、かつ両者が決定したときに、当協会の目的を実現するために使用されるものとする。
- B. 賦課金—賦課金（会員が負担し、グローバル組織またはその支部もしくはクラブのいずれかが支払うべき会費および個人的経費を除く）は、会員に対し課されないものとする。
- C. 会計年度—当協会ならびにその支部およびクラブの会計年度は、各年の7月1日から翌年の6月末日まで（両方の日を含む）とするものとする。
- D. 財産権—グローバル理事会が承認する場合を除き、会員は、グローバル組織の財産についていかなる財産権も有しないものとする。
- E. 報酬—栄典の授与およびその他の形式の特別表彰の場合を除き、当協会のいずれの会員も、当協会に対して、または当協会のため、もしくは当協会を代理して遂行または提供される労働もしくはサービスまたはその他の業務について、当協会によるいかなる報酬も受けないものとする。
 1. 特例を求める申請は、グローバル会議に提出するものとし、書面承認を得なければならない。
 2. 役員および委員は、グローバル理事会の明確な書面承認なしに、必要経費の金額の払戻しを受けることができる。但し、役員および委員会の構成員は、グローバル理事会の決定に従い、そのそれぞれの職務の遂行により生じた必要経費の金額について、当協会の資金からの払戻しを受けることができる。

3. SAMPEの常勤および非常勤の従業員は、グローバル組織に関連する職務を遂行したとき、グローバル組織の資金から報酬の支払いを受けるものとする。
- F. 債務—いかなる人、地域、委員会、支部またはクラブも、方法の如何によらず、グローバル組織の資金を債務の保証に充てないものとする。但し、グローバル理事長もしくはグローバル執行副理事長がグローバル執行会議の事前承認により承認し、またはグローバル理事会がその事前の授権により承認した場合を除く。

第2項：年会費

- A. 各地域は、当該地域内の会員の会費を設定し、これを徴収するものとする。地域は、自らの地域内の会員の会費の徴収を援助するようグローバル事務局に要請することができる。
- B. それぞれの独立支部、独立クラブの各会員および独立会員は、年次会員賦課金（以下「会費」という）をグローバル組織に支払うものとする。
 1. グローバル執行会議は、独立会員、独立支部および独立クラブの会費を設定するものとし、世界各地の地理的および経済的な差異を理由として、それらの会費を調整することができる。
 2. 独立会員からの会費は、グローバル事務局によって請求されるものとし、直接グローバル事務局に送金されるものとする。
 3. 会費は、会員資格の応当日に期限が到来するものとし、未払いの会員は、応当日の第3ヵ月目の初日に滞納となるものとする。
 - a. 会費を滞納している会員は、会費を納めていないとみなされるものとし、当該会員の名前は、グローバル会員のリストから削除されるものとする。当該会員は、全ての現在の会費および滞納した会費の支払いにより、会費を納めている状態に復帰するものとする。

第3項：その他のグローバル収入

- A. 会員料金
 1. 全ての地域は、会員1名あたり12.00米ドルに等しい年間会員料金をグローバル事務局に支払う。
 2. この会員料金は、会員の種類とは無関係に支払われるものとする。
 3. 各地域は、会員資格の記録が最新のものに保たれるよう、会員の会員資格の変更をその発生から1ヵ月以内にグローバル事務局に通知する。
 - 3.4. 会員料金は、年2回（年度半ばおよび年度末）請求される。料金は、グローバル事務局に記録される各地域の会員数に基づく。
 - 4.5. 支払いは、小切手または電信送金により、行うことができる。電信送金手数料は、支払うべき金額から控除することができる。
- B. 国際的なショーおよび展示会のロイヤルティ

1. 各地域は、地域内で開催される国際的な会議および展示会の総収入に対して1%のロイヤルティを支払う。
 2. 支払いは、国際的な会議および展示会の終了から3ヵ月以内にグローバル事務局に行わなければならない。
 3. 地域は、それぞれの国際的な会議および展示会の財務状況に関して、簡潔な会計計算書を送付する。
 4. 国際的なものとして追加の会議および展示会が指定された場合、それらは、グローバル理事会が決定するロイヤルティ支払いの対象となる。
 5. ロイヤルティの支払いは、ショーの終了から60日後に、SAMPEグローバル事務局に行うものとする。
- C. 刊行物
1. グローバル組織は、SAMPEジャーナルの発行について責任を負う。
 2. SAMPEジャーナルに関連する広告からの収入および費用については、グローバル組織が責任を負う。
 3. 地域は、自らの地域内において広告および論説ならびにニュース・コンテンツを求め、グローバル組織に認め、SAMPEジャーナルの販売促進および向上に協力しなければならない。
 4. グローバル組織は随時、SAMPEのためにその他の刊行物を発行することができる。これらの刊行物の収入および費用については、グローバル組織が責任を負う。
- D. 法人パートナー・プログラム—SAMPEは、法人からの資金を受領するプログラムを有するものとする。これらの法人は、会員ではない。
- E. その他の収入源—グローバル組織は、地域外でその他の収入源を追求することができる。

第4項：財務

- A. 地域は、地域の財務状況の毎年の概要をグローバル事務局に提出するものとする。SAMPEのグローバル理事長は、地域の監査（グローバルが費用を負担する）を要請する権限を有するものとする。
- B. 廃止地域—廃止地域（自発的に、またはグローバル理事会の議決によって活動を中止したもの）の資金は、SAMPEのグローバル事務局に送金しなければならない、グローバル一般資金に入れられる。
- C. 廃止支部—廃止された独立支部および独立クラブからグローバル事務局に引き継がれた資金は、1年間、留保されるものとする。独立の支部またはクラブがそのときまでに活動を再開しない場合、当該資金はグローバル一般基金に加えられる。
- D. 営業準備金—グローバル組織は、グローバル組織の制御範囲を超える状況に起因する不測かつ不可避の財務上の損失からグローバル組織を保護するため、営業準備金を存続させ、これを維持するものとする。この資金の目的は、（緊縮型の水準の）ある年の運営の予想支出額に等しい金額を保持することであるものとする。

第IV条—修正 (Amendments)

第1項：基本定款の修正

当協会の基本定款の修正は、カルフォルニア州の一般非営利法人法典に定める方法により行うものとする。

第2項：本付属定款の修正

- A. 提案：本付属定款は、以下に指定する方法により、独立支部、地域理事会またはグローバル理事会もしくはグローバル執行会議による提案の後にのみ、修正することができる。
1. 修正案は、当該修正案が検討されるグローバル理事会の会議の40日以上前に、グローバル事務局に提出するものとする。本付属定款の修正を提案するためのグローバル理事会の会議におけるグローバル理事会による決議は、前述の要件を満たし、提出を構成するとみなすものとする。
 2. グローバル事務局は、前述の会議の40日以上前に、グローバル理事会の各構成員に修正案の写しを送付するものとする。
 3. グローバル執行会議は、修正案の範囲内で必要な文法上の修正およびその他の変更を行うことができ、当該修正案が採択される場合、本付属定款における一または複数の正確な挿入箇所を当該修正案に割り当てるものとする。
 4. 修正案およびそれについての勧告は、グローバル執行会議がグローバル理事会に報告するものとする。
- B. 採択：本グローバル付属定款の修正は、前述の手続きに従って、提案後のグローバル理事会の会議においてのみ採択することができる。本グローバル付属定款の修正の採択には、グローバル理事会の3分の2の投票を要するものとし、当該修正は、その採択と同時に直ちに発効するものとする。